

政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

現在の取組の状況

○ライフステージに応じた消費者教育の推進

| 幼児期 (保護者等含む。) | 小学生期・中学 生期・高校生期 | 若者(大学生・ 新社会人等) | 成人一般 | 高齢者 |
|---|--|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発 ・子育て支援団体とのネットワークを活用した啓発 ・幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領や教員の意見を取り入れた消費者教育教材の作成 ・学校向け悪質商法被害防止出前講座(132回) ・小学生と保護者を対象とした親子夏休み講座(10回) | <ul style="list-style-type: none"> ・若者悪質商法被害防止キャンペーン ・若者向け消費者教育教材の作成 ・大学生等が集まる機会を活用した出前講座(57回) ・企業向け出前講座(新入社員向け9回) | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座(大規模講座3回、実験実習講座16回、食育講座12回、消費者問題連続講座12回) ・企業向け出前講座(中堅社員向け11回) | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者悪質商法被害防止キャンペーン ・高齢者が集まる機会を利用した出前講座(40回)・出前寄席(232回) ・高齢者見守り人材向けの出前講座(300回) |

(平成27年度実績)

○多様な主体との連携

- ・東京都消費者教育アクションプログラムに基づき、事業者・事業者団体、大学、民間ADR機関など、これまで連携の機会が少なかった主体との連携を特に強化し、消費者教育の充実を図ってきた。
- ・平成28年4月以降は、新たに連携する団体(平成29年度までに新たに連携する団体の目標数20団体)に対する働きかけに加え、これまで連携実績のある団体等に対して継続的な連携や従来の連携とは異なる事業での連携を働きかけるなど、多様な主体との連携強化を図りながら、更に効果的な消費者教育の実施に取り組んでいる。

○消費者教育の担い手の育成

- ・消費者問題について、地域や職場で中心的な役割を果たすことができる人材の育成を目的として、消費者問題マスター講座を開催している(全13回)。
- ・消費者問題のほか、食育や金融経済教育等の関連分野を含めた幅広いテーマを設定し、授業で役立つ具体的な手法や内容を取り入れた学校教員向け講座を開催している(講義13回、実験実習3回)。また、講座において、事業者団体や民間ADR機関が作成した消費者教育教材を展示するとともに、各団体・機関が実施する出前授業に関する情報を提供している。

○区市町村への支援

- ・多摩消費生活センターにおいて、多摩地区の市町村と共催して消費生活講座を開催(19回)するとともに、必要に応じて講座企画に関する情報提供等を実施している。
- ・自前の出前講座を実施している区市町が当該自治体において、テーマ、日程、対象者等の調整が困難な場合に、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を派遣し、講座の実施を支援している(26回)。
- ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、区市町村を通じて申込みのあった受講生の優先受入れを実施(17区市、39人を受入れ)。
- ・消費者教育推進地域協議会について、設置方法の提案、連携先の候補となる機関や消費者教育モデル事業の成果である他区市町村の連携事例等の紹介等を行うなど、区市町村における消費者教育推進地域協議会等の設置を支援。

課題・検討すべき事項

○多様な主体との連携による更なる取組の推進

- ・消費者教育は、環境教育、食育、金融経済教育等とも関連が深く、対象領域が大変幅広くなっている。
- ・また、対象も子供から社会人まで幅広い年代に行うことが求められているため、行政だけで対応していくには限界があり、消費者教育を効果的に推進していくためには、それぞれの主体が得意としている分野のノウハウを有効に活用していく必要がある。
- ・今後も、引き続き多様な主体に対し継続的な連携を働きかけるとともに、対象となる世代、取り扱うテーマに応じた連携による更なる取組を検討していく必要がある。

○消費者教育教材の活用促進

- ・消費者教育の推進のため、ライフステージに応じた消費者教育教材の充実を図ってきた。特に、Web版消費者教育読本等については、消費者教育推進団体から表彰を受けるなどの評価を受けている。
- ・しかし、これまでに作成したWEB教材等については、閲覧環境の変化や社会環境の変化により、一部の端末で閲覧ができなくなったり、時代背景が古くなってきているものも出てきている。
- ・今後、作成した教材の更なる活用促進を図るとともに、新たな教材の作成と併せて、作成した教材を長く有効活用できるような取組を検討していく必要がある。

○消費者教育推進地域協議会の設置支援

- ・平成28年7月末現在、都内で消費者教育推進地域協議会を設置している区市町村は、4区にとどまっている。
- ・地域における消費者教育を推進していくため、引き続き区市町村における消費者教育推進地域協議会の設置に向けて支援策を検討していく必要がある。